

# 一般財団法人日本木材輸出振興協会理事会運営規程

平成 28 年 4 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 この規程は、理事会の運営に関し、定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

## (招集)

第 2 条 理事会の招集は、理事会の日の 1 週間前までに日時、場所及び議案を各理事に通知してするものとする。

2 緊急やむを得ないときは、前項の期間を短縮することができる。

第 3 条 理事会に出席できない理事は、その旨を理事会の前日までに理事長に届け出るものとする。

## (関係者の出席)

第 4 条 理事会は、必要に応じ議案に関係のある者を出席させ、その意見を聴くことができる。

## (議事録)

第 5 条 議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 出席した理事の氏名
- (3) 欠席した理事の氏名及び欠席の理由
- (4) 提出議案
- (5) 議事経過の要領
- (6) 議決した事項及び賛否の数
- (7) 閉会の日時

(8) その他議長において必要と認めた事項

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印するものとする。

(補則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は議長が理事会に諮って定める。

#### 附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。